

社会福祉法人士別市社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人士別市社会福祉協議会の役員及び評議員、並びに評議員選任・解任委員会委員(以下「委員」という。)に対して支給する費用弁償の額、及びその支給方法について定める。

(費用弁償)

第2条 常務理事を除く役員及び評議員、並びに委員が、市内における会議、又は公務の都合で職務に従事したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定による旅費の額は、1キロメートルにつき25円を車賃として支給する。ただし、定期乗合自動車(以下「乗合自動車」という)の運行区間において、乗合自動車を利用した場合は、その旅行に要する運賃の実費を車賃として支給する。

3 第1項の旅費は、旅行の路程が4キロメートル以上の場合支給する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。